

小学校学習指導要領（国語）等におけるローマ字の扱い

（●は学習指導要領。いずれも抜粋）

○ 昭和 22 年 2 月 国民学校におけるローマ字教育実施要項（文部次官通達別紙）

昭和 22 年度から国民学校において、事情のゆるすかぎり、児童にローマ字による国語の読み方、書き方を授けることとする。

昭和 22 年度に各国民学校において、ローマ字教育を行うには、次の各項による。

- 1 各国民学校において、ローマ字教育を行うかどうかは、その学校の教育上の責任者が、その学校の事情を考慮してこれを決定する。ローマ字教育を行う場合には原則として第 4 学年以上の各学年に行う。ただし、さらに下学年からローマ字教育を行い得るような学校では第 3 学年から行うことができる。
- 2 授業時数は 1 年を通じて 40 時間以上とし、国語あるいは自由研究の時間のうちで行う。
- 3 教授の方針、方法、その他については文部省で「ローマ字教育の指針」を編修し、配布することとする。

● 昭和 22 年 12 月発行（試案）

第一章 第二節 国語科学習指導の目標

三 すらすらと読んだり書いたりできるようにする。

（二）生活に必要な文字（ひらがな・かたかな・漢字・ローマ字）や、かなづかいになれさせる。

第三章 小学校四、五、六学年の国語科学習指導

四 読みかたの学習指導

（一）第四、五、六学年前期の学習指導。

8 ローマ字で読み書きできるようにする。

● 昭和 26 年 7 月発行（試案 改訂版）

第六章 ローマ字の学習指導

第一節 ローマ字の学習指導はどう考えたらよいか

ローマ字は、表音文字であり、単音文字であるから、話しことばや書きことばに対する反省を強め、ことばの決まりについての児童の自覚を高めることができる。また、ローマ字は、書いたり、印刷したりするのに能率の高い文字組織であるから、ローマ字を多く用いる社会的習慣ができれば、社会生活の能率と一般国民の文化水準を高めることができる。なお、ローマ字は、現在多くの国がその国語を書き表わす文字として用いているから、国際間の理解・親善を深める上に役だつ。

ローマ字の学習指導が、国語の学習指導の中で、どのような位置を占めるかを考えると、次のようになる。

- 1 児童の精神発達の段階に応じ、国語を書き表わす一つ的手段としてローマ字を読み書きする能力を養い、あわせて国語・国字問題に対して反省する機会を与える。
- 2 ローマ字の長所を生かし、国語の機能とその特質を児童に理解・習得させ、聞いただけでわかることばを使う習慣を養う。
- 3 ローマ字がもっている国際的、能率的な長所を理解させる。

このように、ローマ字の学習指導を通じて国語力の充実をはかり、国語生活の改善に資することができるから、ローマ字の学習指導は、国語学習指導の中で一つの重要な位置を占める。

第二節 ローマ字の学習指導の一般目標は何か

ローマ字の学習指導の一般目標として、次のことがあげられる。

- 1 ローマ字を読みこなす力を養う。
- 2 自分の考えをローマ字で書き表わす力を養う。
- 3 ローマ字書きの決まりを身につけて、正しく表現する力を養う。
- 4 気軽にローマ字を使う習慣と態度を養う。

※ 中学校・高等学校学習指導要領国語科編（試案 改訂版、同年発行）の「第九章 中学校の国語科におけるローマ字の学習指導」にも小学校と同じ一般目標が示されている。

● 昭和33年10月告示（昭和36年4月施行）

第2 各学年の目標および内容

〔第4学年〕

2 内容

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことにわたって、ことばに関する次のような事項を指導する。

(3) 「、」（てん）をうち、またその他のおもな符号などの使い方を理解すること。（ローマ字文の場合を含む。）

(8) ローマ字については、次の事項を指導する。

ア ローマ字で書いた語や簡単な文などを読むこと。

イ ローマ字で語や簡単な文を書くこと。

3 指導上の留意事項

(2) ローマ字の指導に充てる時間は年間20時間程度とする。

〔第5学年〕

2 内容

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことにわたって、ことばに関する次のような事項を指導する。

(6) ローマ字については次の事項を指導する。

ア 第4学年で学習したことのうえにたつて、簡単なローマ字の文章を読むこと。

イ わかち書きに注意して、ローマ字の文を書くこと。

ウ ローマ字に使われるおもな符号について理解すること。

3 指導上の留意事項

(2) ローマ字の指導に充てる時間は年間10時間程度とする。

〔第6学年〕

2 内容

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことにわたって、ことばに関する次のような事項を指導する。

(7) ローマ字については、次の事項を指導する。

ア 第5学年で学習したことのうえにたつて、簡単なローマ字の文章を読むこと。

イ 正しくわかち書きをして、簡単なローマ字の文を書くこと。

3 指導上の留意事項

(2) ローマ字の指導に充てる時間は年間10時間程度とする。

※ 中学校学習指導要領(同年告示)にも「第3 指導計画作成および学習指導の方針」の6に「ローマ字の学習については、小学校において学習した事項を、適宜、応用するように指導する。」とある。

○ 「小学校指導書国語編」(昭和35年)

第2節 各学年の内容

6 ことばに関する事項

(2) 文字

ローマ字

ローマ字の指導については、第4学年では、ローマ字で国語を表わす場合の音節のひととおりの理解と、とめ、くぎり符号の使い方を指導し、ローマ字で語や簡単な文を読んだり書いたりできるようにする。

また、ローマ字では、語に分けて書かれていることをわからせる。

第5学年では、簡単な文章を読むことになるので、児童の日常生活に取材した、くぎりを二つ以上含む文章を扱う。そして、引用のしるし〔“ ”〕問いのしるし〔?〕強めるしるし〔!〕を使った文章にふれさせる。また、ローマ字で文を書くときには、語に注意し、特にことばを分けて書かなければならないことをわからせる。

第6学年の「簡単なローマ字の文章を読むこと」の簡単な文章としては、簡単な記録や説明・日記・手紙・筋書きなどがあげられる。またローマ字を書くことに関しては語に注意させ、わかち書きをして、簡単な文表現ができるようにする。

なお、地域の実情や学級の実態によって、各学年を通して、さらに進んだ内容を取り上げることをさまたげるものではない。

● 昭和43年7月告示（昭和46年4月施行）

第2 各学年の目標および内容

〔第4学年〕

3 内容の取り扱い

- (4) 第4学年において、ローマ字による日常ふれる程度の簡単な単語読み書きを指導するものとする。

○「小学校指導書国語編」（昭和44年）

第2節 内容の概説

2 「3 内容の取り扱い」には、次のような特色がある。

- ④ ローマ字の指導は第4学年で行い、指導内容が従来よりも縮減された。「ローマ字による日常ふれる程度の簡単な単語の読み書きを指導する」のであるから、文や文章のローマ字による読み書きの指導までは要求されていない。

● 昭和52年7月告示（昭和55年4月施行）

第2 各学年の目標及び内容

〔第4学年〕

2 内容

〔言語事項〕

- (1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、A及びBの指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

チ 日常使われる簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。

○「小学校指導書国語編」（昭和53年）

第5節 第4学年の目標と内容

2 内容

〔言語事項〕

- (1) 言語に関する事項——言語事項（1）

② 文字に関する事項

チの事項については、「日常使われる簡単な単語」であるから、日常触れる程度の簡単な単語の読み書きができるように指導することである。

● 平成元年3月告示（平成4年4月施行）

第2 各学年の目標及び内容

〔第4学年〕

2 内容

〔言語事項〕

- (1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、「A表現」及び「B理解」の指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

イ 文字に関する事項

(エ) 日常使われる簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。

○「小学校指導書国語編」（平成元年）

第5節 第4学年の目標と内容

2 内容

〔言語事項〕

- (1) 言語に関する事項——言語事項（1）

イ 文字に関する事項

「(エ) 日常使われる簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。」は、日常触れる程度の簡単な単語についてローマ字で読み書きができるようにすることをねらいとしている。

● 平成 10 年 12 月告示（平成 14 年 4 月施行）

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

2 内容

〔言語事項〕

(1) 「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

イ 文字に関する事項

(ウ) 第 4 学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。

○ 「小学校学習指導要領解説 国語編」（平成 11 年）

第 2 節 〔第 3 学年及び第 4 学年〕

〔言語事項〕

(1) 言語に関する事項——言語事項（1）

イ 文字に関する事項

(ウ) のローマ字に関する事項を取り扱うことは、これまで通りである。最近では、ローマ字表記が添えられた案内板などが多くなり、ローマ字は児童の生活に身近なものになっている。「日常使われている簡単な単語」とは、地名や人名などの固有名詞を含めた、児童が日常目にする程度の簡単な単語のことであり、これらについて、ローマ字で読み書きができるようにすることをねらいとしている。

● 平成 15 年 12 月 一部改正

〈ローマ字については変更なし。〉

● 平成 20 年 3 月告示（平成 23 年 4 月施行）

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

2 内容

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

(1) 「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

ウ 文字に関する事項

(ア) 第 3 学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。

○ 「小学校学習指導要領解説 国語編」（平成 20 年）

第 2 節 第 3 学年及び第 4 学年

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

ウ 文字に関する事項

(ア) は、ローマ字に関する事項である。

ローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピュータを使う機会が増えたりするなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになっている。これらのことから、これまでは第 4 学年であったものを、今回の改訂では、第 3 学年の事項とし、ローマ字を使った読み書きがより早い段階においてできるようにしている。「日常使われている簡単な単語」とは、地名や人名などの固有名詞を含めた、児童が日常目にする簡単な単語のことである。

● 平成 29 年 3 月告示（令和 2 年 4 月施行）

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

2 内容

〔知識及び技能〕

(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ウ 漢字と仮名を用いた表記、送り仮名の付け方、改行の仕方を理解して文や文章の中で

使うとともに、句読点を適切に打つこと。また、第3学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) [知識及び技能]に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。

ウ 第3学年におけるローマ字の指導に当たっては、第5章総合的な学習の時間の第3の2の(3)に示す、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること。

○「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語編」

第2節 第3学年及び第4学年の内容

1 [知識及び技能]

(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項

○話し言葉と書き言葉

ウ

ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くことは、ローマ字での読み書きについて示したものである。ローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピュータを使ったりする機会が増えるなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになっていることなどを踏まえ、第3学年で指導するものとする。

日常使われている簡単な単語とは、地名や人名などの固有名詞を含めた、児童が日常目にする簡単な単語のことである。

ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示）を踏まえることとなる。ここでは、「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方によるもの」とし、「従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によっても差し支えない」とされている。第1表（いわゆる訓令式）による表記の指導に当たっては、日本語の音が子音と母音の組み合わせで成り立っていることを理解することが重要である。第2表（いわゆるヘボン式と日本式）による表記の指導に当たっては、例えば、パスポートに記載される氏名の表記など、外国の人たちとコミュニケーションをとる際に用いられることが多い表記の仕方を理解することが重要である。

〈参考〉小学校学習指導要領（平成29年告示） 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。